

# 第1624回島根県教育委員会会議録

日時	令和4年9月5日
自	13時30分
至	16時40分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### — 公 開 —

#### (議決事項)

- 第11号 令和5年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)
- 第12号 令和4年度教育委員会の点検・評価報告書について (総務課)
- 第13号 令和5年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について (学校企画課)

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

#### (承認事項)

- 第1号 島根県立八雲立つ風土記の丘の休館について (文化財課)

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり承認

#### (報告事項)

- 第31号 令和4年度9月補正予算案の概要について (総務課)
- 第32号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)
- 第33号 令和7年度全国高等学校総合体育大会 (中国ブロック開催) に向けた選手強化について (保健体育課)
- 第34号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜について (教育指導課)
- 第35号 令和5年度使用県立高等学校教科用図書採択結果について (教育指導課)
- 第36号 令和5年度使用特別支援学校教科用図書採択結果について (特別支援教育課)
- 第37号 令和4年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について (保健体育課)
- 第38号 第77回国民体育大会 (いちご一会とちぎ国体) の出場種目について (保健体育課)
- 第39号 第46回全国高等学校総合文化祭の成績について (社会教育課)

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

### — 非公開 —

#### (議決事項)

- 第14号 令和4年度教育功労者及び教育優良団体表彰について (総務課)

第15号 令和4年度優れた教育活動表彰について（総務課）

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

**（承認事項）**

第2号 教職員の分限処分について（学校企画課）

第3号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり承認

**（報告事項）**

第40号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備  
に関する条例について（総務課・学校企画課）

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】  
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者  
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
佐藤参事（教育指導課長取扱）	公開議題
森山参事	公開議題
小畑総務課長	全議題
足立総務課調整監	公開議題
幸村教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題、承認第2～3号、 報告第40号
中西県立学校改革推進室長	議決第11～13号、承認第1号、 報告第31～34号
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
徳永保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
津森世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課長代理	全議題
佐々木総務課人事法令グループリーダー	全議題
恩田総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	9件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	2件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	池田 委員	

**議決第 11 号 令和 5 年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）**

○中西県立学校改革推進室長 県立高校の入学定員については、本日まで丁寧に御協議  
いただいていた。本日、改めてお諮りする。資料 1 の 1 ページである。

1 定員設定の方針である。1 ポツ目、令和 5 年 3 月の義務教育学校を含む県内の中  
学校卒業予定者は、令和 4 年 3 月と比べて県全体で 88 名減少すると見込まれている。市  
郡別の中学校在籍者数は、1 の 5 ページに別紙としてある。こちらをご参考いただきた  
い。表中の出雲市を御覧いただきたい。先ほど、県全体の中学校卒業生数は例年に比べ  
て 88 名の減の見込と申したが、特に出雲市内では、前年に比べ 87 名の減と中でも大き  
く減少する見込となっている。

1 の 1 ページにお戻りいただきたい。1 の 2 ポツ目、高等学校の定員設定は、各地域  
の中学校卒業予定者数の増減や近年の定員充足状況等を踏まえて行なうこととしている。  
また、入学者選抜の公平性確保、具体的には中学校卒業生数に対する入学定員の割合、  
いわゆる定員設定率などを考慮しつつ総合的に判断している。この結果、令和 5 年度県  
立高校の入学定員については、表にあるように全日制課程において 1 学級 40 名の定員減  
としている。なお、定時制、通信制、専攻科については増減なしである。

具体については、2 入学定員の減がある高校を御覧いただきたい。出雲高校において  
普通科 1 学級を減じる。なお、理数科については増減はない。結果、学校全体の入学定  
員は 280 人、学級数は普通科 6 学級、理数科 1 学級の計 7 学級となり、松江地域の松江  
北高校並びに松江南高校と同じ規模となる。なお、出雲市内では、冒頭で申し上げたよ  
うに、中学校卒業予定者数が前年比較 87 名減少する中、地域に所在する平田高校、出雲  
工業高校、出雲商業高校、出雲農林高校の 4 校は、既に都市部における望ましい学級数  
の下限である 1 学年 4 学級規模となっており、また、大社高校は、平成 31 年度（令和元  
年度）に 1 学級の定員減を実施している。以上の状況をふまえて、出雲高校で学級減を  
行うことにしている。

3 学科改編を行う高校については、このたびはない。資料 1 の 2 ページに【参考】と  
して、公立高等学校入学者選抜に関わる日程を記載している。また、資料 1 の 3 及び 1  
の 4 ページには、各学校の入学定員の詳細を記載している。

———原案のとおり議決

## 議決第 12 号 令和 4 年度教育委員会の点検・評価報告書について（総務課）

○小畑総務課長 2 ページをお願いします。まず、1 根拠であるが、点検・評価報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（これ以降は「地教行法」との略称）第 26 条に基づき、教育委員会の事務の執行状況について点検・評価し、県議会に提出するものである。また、同条の規定によれば、「点検・評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」こととされており、例年、県総合教育審議会において意見をいただいている。今年度も昨年度に引き続き、書面にて審議会を開催のうえ、御意見をいただいたところである。

2 報告書の編集上のポイントである。まず 1 つ目のポイントとして、昨年度の教育委員会委員の活動状況と教育委員会の特徴的な動きを記載している。2 つ目のポイントとしては、令和 2 年 3 月に策定した「しまね教育魅力化ビジョン」の 27 の施策に関連する事業ごとに、現時点での取組の成果、方向性を記載している。

3 目次は、構成する項目を記載している。本日は時間の都合もあり、このうち教育委員会の特徴的な動きについて、概略等により説明をする。

4 今後のスケジュールであるが、本日、御審議いただき、議決いただけたら、9 月の県議会定例会へ提出したいと考えている。

それでは、別冊資料をお願いします。4 ページに教育委員会会議の開催状況を記載している。昨年度は、計 14 回の開催で、議決 47 件、承認 12 件、協議 9 件、報告 103 件の合計 171 件の審議を行った。5 ページには、教育委員の皆様の視察の状況、その他の活動状況を記載している。

6 ページから 2 令和 3 年度教育委員会の特徴的な動きとなる。①から⑩まで合計 10 項目を掲げている。この教育委員会の特長的な動きについて、概略等により説明をする。

まず、6 ページの①「しまね教育魅力化ビジョン」の進捗管理である。地教行法第 26 条の規定に基づき、点検・評価の対象を、令和 2 年 3 月に策定した同ビジョンの 27 の施策と連携させることによって、同ビジョンの進捗管理を行っている。3 年度においても同様の形態で進めたところである。

7 ページから 8 ページの②新型コロナウイルス感染症への対応である。学校における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを極力低減し、子どもたちの健やかな学びを保障するため、継続して市町村教育委員会や学校、家庭と連携をとりながら「県立学校運営ガ

イドライン」等に基づいた各種取組を実施している。具体的には3年度における基本的取組のほか、新型コロナウイルス感染症対策調整費の活用などとなっている。

9ページから10ページの③ ICT教育の充実である。「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、ICTを効果的に活用した教育の推進が必要であり、そのための環境整備や教員のICTスキルを高めるための研修を実施している。高等学校においては、生徒1人1台端末導入支援事業として端末購入補助事業の創設、低所得世帯向け貸出端末の整備などを行った。また、特別支援学校においては、小中学部児童生徒用端末や視線入力装置等を整備した。そのほか、市町村支援として研修の実施、1人1台端末の活用事例を紹介するDVDの作成、配布などを行った。

11ページの④ 産業教育設備整備事業である。専門高校等において地域や社会の発展を担う人材を育成するため、専門的な知識・技能が習得できる実習設備を整備するとともに、デジタル化時代に対応できる人材を育成するための実習設備の導入・更新を行うことで、産業の各分野において即戦力となる人材を育成するための職業教育の充実を図った。

12ページから13ページの⑤ 地域人材を活用した指導力等向上事業である。教員が子どもに向き合える時間を確保し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む体制を強化するため、教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフや県立高校業務アシスタント、また、専門的な技術指導力を備えた部活動指導員や地域指導者など、地域の幅広い人材を活用し教育活動を行った。コロナ対策に係る業務の増加に対応するため、スクール・サポート・スタッフの追加配置を希望する市町に対する補助の実施、県立高校で新型コロナウイルス感染症に関わる事務作業等の業務を専門的に行う業務アシスタントの配置、学校再開後の授業で内容の定着が不十分な児童生徒に対してきめ細かにフォローができる学習支援員の配置などを行った。

14ページから15ページの⑥ 未来の創り手育成事業である。子どもたちの「生きる力」を育むため、学校図書館やICT機器を活用しながら他者と協働して自分の考えを深める協調学習を推進することで、授業の質の向上を目指すことを目的に各種事業に取り組んだ。特に3年度は、4年度からの新学習指導要領の円滑な実施と1人1台端末の導入を見据え、全県立高校に事例を展開するための実証実験をモデル校方式により行い、1人1台端末の導入に向けたICTを活用した授業づくりの普及を行った。

16ページから17ページの⑦ 教育魅力化人づくり推進事業である。教育魅力化による人づくりを推進するため、地域と県立高校が連携・協働して取り組む活動や、市町村によ



るふるさと教育への取組を支援することで、県立学校及び公立小中学校における魅力的な教育環境づくりに取り組んだ。教育的機能と地方創生的機能を持つ高校魅力化コンソーシアムに対し、運営マネージャーの配置に係る経費や活動費を支援するなどし、コンソーシアムの円滑な運営に重要な役割を果たした。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、魅力化コーディネーター等の資質向上を目的とした研修会や魅力化に関する各種会議等については、できるだけオンライン環境を活用した開催に努め、コロナ禍においても円滑に事業が進むよう取り組んだ。

18 ページの⑧ 悩みの相談事業である。全国的に生徒指導上の課題が深刻化している中、いじめや不登校などの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー等を配置することなどにより、児童生徒等の心のケアに努めている。3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業に伴う不安など、児童生徒等の心のケアに適切に対応するため、教育センターによる相談体制を拡充した。

19 ページの⑨ インクルーシブ教育システム構築事業である。全ての学びの場で特別支援教育を充実させることで、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、地域を支える人材を育成することを目的に各種事業に取り組んでいる。特に3年度は県立高校において、自校通級4校、ろう学校2校の巡回による難聴通級に加え、2圏域で拠点校2校の巡回による通級の指導を開始し、通級体制の充実及び県立高校同士のネットワークの強化や圏域の中学校と連携を図った。

20 ページの⑩ ふるさと人づくり推進事業である。次世代を生きる子どもたちの育成にあわせて、地域づくりを担う人づくり、人の還流づくりのモデルを創出し、波及させるとともに、人づくりの基盤となる市町村の社会教育機能の強化を図るための事業に取り組んだ。この事業では、5市町の活動に支援をしたほか、地域活動に取り組む子どもたちや大学生、関係団体等の交流会を開催し、11団体の参加があり、活動を紹介し合うことによって、お互いに刺激を受けたり、つながりを広げたりするきっかけとなった。以上が、3年度教育委員会の特徴的な動きとなる。

21 ページから 63 ページが 3 点検・評価となるが、大きな数字のⅠからⅤの各区分及び各区分におけるカッコ書きの項目を、「しまね教育魅力化ビジョン」の「教育環境の充実」の柱や項目に紐付けた上で、関係する事業毎に「目的」「目指す状態」「成果」「課題」「方向性」に分けて、点検結果や評価等を載せている。

64 ページからは、報告書全体について、県総合教育審議会委員の皆さまから御意見をいただいたものを掲載している。

主なものとしては、(1) 令和3年度教育委員会の特徴的な動きでは、②の新型コロナウイルス感染症への対応について、コロナ禍における教育委員会の対応に様々な御意見をいただいた。また、③のICT教育の充実については、教員研修への御意見、不登校児童生徒支援への御意見、環境整備への御意見などをいただいた。

(2) 魅力化ビジョンの点検・評価では、学校図書館の充実、各校のグランドデザインの公表、学校施設の安全確保などへの御意見をいただいた。

(3) その他では、教員不足解消に向けた対策などの御意見をいただいた。いただいた御意見等については、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えている。

○池田委員 18 ページの課題を抱える子どもたちへの支援であるが、障がいのある親や兄弟を子どもたちがみているヤングケアラーがでてきていないが、それを課題というか対応はされなかったということか。

○石原人権同和教育課長 ヤングケアラーについて、令和元年度は、子どもの実態調査の中において、一定多数、アンケートからみてもヤングケアラーに該当する生徒がいるとは認識はしている。ただ、なかなか経緯であるとか、教員、生徒、保護者、その認識といったものが、まだ十分ではないということもあるので、引き続き様々な研修など機会を捉えて、そういった視点を持って生徒に接したり、指導するよう教職員の研修というものを深めていきたいと思っている。

○池田委員 よろしく願います。やはり地域などを細かく見ていると、障がいのあるご夫婦の子どもさんは、中学校高学年になって、うちの親は、少し違うのではないか、作業所で作業しているというのを悲観してくると、そういう人の子どもの対処が必要になってくる。お父さん、お母さんたちに関係する障がい者の事業所、学校、児相も感じるので、早急に対処が必要かなと思う。

○石原人権同和教育課長 御指摘いただいて、やはり十分な対処の検討が必要で、また、福祉との連携とも言われているが、そういったものの取組を進めていながら、家庭支援、そういったものに繋がられるよう考えていきたい。

○池田委員 その隣のインクルーシブ教育システムの構築の目的のところ、障がいのある子どもの自立、社会参加を促進するとともに、地域を支える人材を育成するとあるが、地域を支える人材とは何を指しているか。

○妹尾特別支援教育課長 これは特別支援学校生徒たちのことを指しており、特別支援学校の方でも地域との連携強化を非常に大事にしている。地域と連携協働しながら、子どもたちが地域と関わることで、地域の良さを子どもたちが理解し、地域で活躍する意欲を高めたり、地域の方にも特別支援学校の生徒の力を認識してもらうことで、これまで以上に地域に貢献できる生徒に育てていきたいということである。

○池田委員 地域や社会のために子どもがいるわけではない。少し違うと思った。また、インクルーシブとは、包括的などという意味、分けないという意味もある。その今の学校体系で、特別支援学校の教室が不足するぐらい子どもたちが増えている。一方で、インクルーシブ教育というのは分けないと言っているのに分けて、あるところでは通級など一緒になるという、そのこのところの方向が分からない。

○妹尾特別支援教育課長 まず、1点目、地域を支える人材についてだが、一番大事なのは、御指摘のように子どもたちの自立と社会参加が、まずは大事だと思う。ただ、これまでの障がいを持った子の社会参加となると、やはり子どもたちが社会から支援してもらい、手厚く支えてもらうといったイメージも強いと思うが、非常に力をもった子どもたちもたくさんいるので、できるだけ地域社会で生かしていけるような視点を持って、これからの特別支援学校での地域連携というのを考えていきたいと思っている。

それから、インクルーシブ教育システムの推進、国は共生社会の実現ということで、インクルーシブシステムの構築を推進するという大きな方向があり、障がいのある子もない子も、先ほどおっしゃったように分けない学びの場というのが理想であるが、やはり子どもたちの障がいの実態とか教育的ニーズを考えたときに、どうしても現段階では分けざるを得ないところがある。1人1人の教育的ニーズに応じた最適な学びを保証する、まずはそれがあがるかと思う。そういった子ども1人1人に応じた教育をするノウハウなど、そういった情報が、特別支援学校だけではなく、より多くの学校に特別支援教育の専門性が広がっていき、障がいのある子もない子も、一緒に学べる場が少しでも増えていくことを望んでいるところである。

○池田委員 来年、隠岐の島町に放課後児童クラブが、公立でできることになっている。障がいのある子どもたちも、みんな一緒に隠岐の子どもたちが学んでいくことで、一緒に放課後児童クラブにという思いも私たちにはあるが、町や教委は、担当する職員が、なかなか人手がなく、障がいのある子どもたちが、そこには入れないのではないかと。それはおかしいと言っている。やはり子どもたちにとっても、もちろん障がいのある子どもたち

は個別対応とかふさわしい対応がもちろん望まれるが、でも、集団という大きな力とういのを考えると、そこをインクルーシブ教育の中で考えていけないかと思う。

○妹尾特別支援教育課長 やはり集団の中で育つというのは障がいのある子にとっても非常に大事であるが、1人1人の障がいの実態、教育的ニーズに深く迫っていけばいくほどどうしても教育内容が個別化していく傾向もある。そういった部分と子ども同士で学び合う、子どもが障がいを持っていても周りから学ぶという力を持っているので、そういった意味では集団の保障ということが障がい児の教育には非常に大事であると思う。先々はインクルーシブという分けない状況に繋がっていくことを目指しながら、少しずつできるだけ集団を確保し、できるだけ分けないような学びの場というのを目指していきたいと思っている。

○朋澤委員 20 ページのふるさと推進事業で、コロナ禍において社会教育というのは、とても難しいと感じた。社会教育というのは基本的に人と人が会う、交じり合うというところからの出発だという気がしていたので、人と人が会えない、距離を保つというところで社会教育は難しいと思ったが、その中でも試行錯誤しながら、オンライン交流会といった違った繋がり方ができる社会教育を作っていたいただいたと思う。ただ、吉賀町でも地域のお祭りが実施できないというのが、まだ実態としてあったり、他地域の小学校区、中学校区の子どもたちは集っても、なかなか違う地域の人たちの交流会ができないこともあったりする。コロナ禍において子どもたちの地域活動等で、島根県内がコロナ禍前と今の実態の違いとして何か知っていることがあれば教えていただきたい。

○野々内社会教育課長 委員から御紹介があったとおり、コロナ禍に入る前と後では、直接会って活動ができる、交流ができるというのがなかなか難しい場面が多々あると思っている。その中でオンラインで交流するというのが1つの手法として出てきたというのがある。これは新しい発見と思っているが、オンラインであれば県内外とも交流ができるということがあり、県外の大学生とつながってやり取りをしたりなど、実際、成功事例として挙げられている。また、遠方で、一同に会して集まる、例えば松江と吉賀町が集まることはなかなか難しいと思うが、こういう交流会をすることによって、今回は川本や津和野と松江市、そういったところの団体と一緒に話し合いをする交流ができたこともあった。コロナ禍前ではオンラインを使うというより、実際会って話をしたりするのがメインだったと思う。少しずつであるが実際に会って交流することができるようになってきたと思うので、そういったことも活用しながら、やっていきたいと思っている。

○朋澤委員 確かにもっと視野を広げる機会にもなったのかもしれないと思う。初めは、コロナ禍に入ったころには愕然としたが、もっと子どもたちの世界や視野を広げられる機会になったかもしれないので、これを地域におろしていただきながら、地域の中で活動を広げていくことができるように、お願いできたらと思う。

———原案のとおり議決

### 議決第 13 号 令和 5 年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料 3 の 1 ページをお願いします。令和 5 年度の人事異動にあたって、基本的な方針についてお諮りをしたい。議決をいただきたい事項は 1 に記載のとおり、令和 5 年度島根県公立学校教育職員人事異動方針と令和 5 年度島根県市町村立学校事務職員人事異動方針の 2 本である。毎年度、定期人事異動にあたって、こうした方針を定めてきており、今回、令和 5 年度の定期人事異動に対応した方針を定める必要があるというのが議決を求める理由である。

方針については、3 の 2 ページをお願いします。このページの上段では、県立学校と市町村立学校を併せた公立学校の教育職員の人事異動方針を記載している。下の段は、市町村立学校の事務職員の人事異動方針である。内容については昨年度議決をいただいた今年度の方針と変わっていないので簡単に御紹介する。まず、教育職員であるが、1 全県の視野に立った適材適所の配置が一番大きな考え方である。その上で 2 へき地教育の振興、3 特別支援教育の振興のための配置について記載をしている。それから 4、5 では、管理職・主幹教諭の登用にあたって勤務実績を十分考慮すること、6 では、各学校種の連携により一貫した教育の推進、学校種間の人事交流について記載をしている。また、7 では同一学校及び同地域での勤務年数の長い永年勤続者での交流、8 では新規採用にあたっての基本的な考え方を記載している。これらの方針に基づいて、9 で県立学校と市町村別学校それぞれで人事異動方針の細則、詳細なルールを定めて運用を行うこととしている。

下の段は、市町村立学校の事務職員の方針である。先ほど説明した教育職員と内容が重なるが、全県の視野に立った適材適所の配置、同一学校同一地域における永年勤続者の交流、新規採用にあたっての考え方を記載している。こちらも同様に人事方針の細則を定めて運用することとしている。この細則のうち市町村立学校の教育職員の部分については、昨年度、御議論をいただいたが、大きな見直しを行うこととしている。

資料3の3ページから、昨年11月の会議を示した資料をそのまま添付をしている。説明は割愛する。ここでお示しをした内容のうち、一部は今年度から適用しているが、ほとんどの項目は令和5年度からの適用となる。今、運用を含めて、市町村教育委員会と最終的な詰めを行っている。10月のところで正式な通知を行って丁寧に周知を図っていきたいと思っている。

———原案のとおり議決

#### **承認第1号 島根県立八雲立つ風土記の丘の休館について（文化財課）**

○中島文化財課長 4ページをお願いします。島根県立八雲立つ風土記の丘の休館については、1. 主旨のとおり「ガイダンス山代の郷」及び「展示学習館」について指定管理者から条例の規定に基づき、それぞれの施設の管理運営上の観点から休館日を変更することについて協議があった。休館日の変更を承認するには、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第17号の規定により、教育委員会で議決することが必要となるが、来館者の健康管理及び開所50周年を記念した展覧会を開催するために早急に対処する必要があったため、同規則第3条第1項の規定により教育長が臨時代理し、承認したので同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである。

対象施設及び休館日の変更の内容については、2の表のとおり、「ガイダンス山代の郷」は8月29日月曜日と8月31日水曜日から9月5日月曜日までを空調機器の更新工事のため休館し、また、9月7日水曜日は展示設備機器を更新するため休館とし、9月13日火曜日の休館日を振り替えて開館日とする。なお、補足だが8月30日と9月6日の火曜日は、それぞれもともと条例に基づく休館日であるので「ガイダンス山代の郷」は、8月29日から9月7日までの期間連続して休館となる。また、展示学習館は9月9日金曜日を特別展の展示設営のため休館とし、こちらも9月13日火曜日を振り替えて開館日とする。

———原案のとおり承認

#### **報告第31号 令和4年度9月補正予算案の概要について（総務課）**

○小畑総務課長 5の1ページをお願いします。なお、この補正予算は、本日9月5日の県議会運営委員会終了後、報道解禁となる。

令和4年度島根県一般会計補正予算（第4号）の1. 補正予算の概要について、合計欄

のとおり、補正前の額829億7,700万円余を補正額3億2,800万円余の減額により、補正後の額826億4,800万円余とするものである。補正額については、事業費計6億600万円余の増額とその下の給与費計9億3,500万円余の減額との合計によるものである。

5の2ページをお願いする。2. 課別事業別一覧だが、職員給与費は全額、教育庁総務課の職員給与費に計上している。この職員給与費の減額の主な要因としては、当初予算編成時の人員配置計画と今年度の7月1日現在の実人員との差が今年度は166人の減となり、これに基づき再度所要額を算定した結果によるもの。また、退職者とその補充における新陳代謝によるもの。再任用短時間勤務職員の実績見込みによるものなどになる。なお166人の減については、主には小中学校の教員数の減によるものである。当初予算では、条例で規定する定数に過去の実配置を加味した率を乗じて、予算上の人数を計上している。9月補正予算案では7月1日現在の実人員を基に計上するが、5月1日の段階で小中学校の教員の状況は104人程度の不足が発生しており、職員給与費ではない事業費であるが、非常勤講師で穴埋め補充をしているところである。この非常勤講師による穴埋めを行っても、なお欠員が生じている実態を、先般、学校企画課の方から御説明させて頂いている。今年度最初の4月25日のこの会議において、学校企画課より教員不足の状況と対策について御報告したが、その中で、今年度内の補充及び学校現場の負担軽減として特別選考試験の実施や定年退職者等への働きかけなどで確保に向けた策の実施や、欠員が生じている小中学校等への緊急校務支援員の配置など、学校現場の負担軽減に向けた策の実施などについて御説明した。緊急校務支援員の予算は既定予算での立替執行としており、この立替執行分を元に戻す予算要求を今年度の2月補正予算で、市町村の配置実績を踏まえながら行うことを考えている。

次の教育施設課の説明からは、5の3ページの3. 主な補正項目について併せて御覧いただきたい。教育施設課については、学校現場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた施設的な修繕や改修を鋭意行ってきたが、感染拡大の現状等を踏まえ、更なる施設的な対応を行い、感染拡大防止に努めていくものである。具体的には5の3ページの一覧の1のとおり、①換気対策（エアコンの更新等）②密回避（可動壁の設置等）③衛生対策（手洗い場の改修等）を実施するもので、5億7,300万円余の増額である。5の2ページに戻っていただきたい。昨年7月豪雨により出雲高校の法面災害復旧について、工法の変更を行う必要があったことから、その工法変更に伴う工事費の増として1,200万円余の増額である。

学校企画課については、教員免許更新制の廃止に伴い、その手続き等に要する手数料が廃止となる予定のため、この手数料を財源として充当している事業について、一般財源に振り替える、いわゆる財源更正を行うものである。

教育指導課については、5の3ページの一覧の2のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により登校できない場合でも学校教育活動を進める目的で、各高校の寄宿舎のWi-Fi環境を整備してきたが、一部の寄宿舎で通信環境の改善を図る必要が生じたため、アクセスポイントを追加整備するもので800万円余の増額である。次に5の3ページの一覧の3のとおり、ICTを活用した教育に対応した教職員研修を充実するため、①浜田教育センターにアクセスポイントを整備、②松江、浜田の教育センターにおいて、より研修の質を高めることを目的に、オンラインでの研修配信用のパソコン等の機器を整備、③県立学校の教員に対するICT研修で児童生徒等に、どのように一人一台端末を使うようにしていくのかなど、外部講師を活用して全ての県立学校に訪問し、研修を実施。以上3点により1,400万円余の増額である。

社会教育課及び文化財課については、それぞれが所管している「青少年の家」及び「古代出雲歴史博物館」の2施設について、昨年度から県統一の方針として行われている新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理料の増減調整についてである。5の3ページの一覧の4のとおり、2施設は、ともに減額調整となっており、合わせて200万円余の減額である。

○朋澤委員 5の3ページの1 教育財産維持管理費の中の県立学校の校舎及び寄宿舎における環境整備の実施の中の③衛生対策（手洗い場の改修等）とあるが、これは自動水栓にされるということか。

○幸村教育施設課長 そうである。自動水栓にして接触の機会を減らすという改修がメインとなっている。

○朋澤委員 これは県内の県立学校全てにおいてこのような設備を目指されているのか。

○幸村教育施設課長 学校によって、状況が違っている。全て自動水栓にするわけではなく、例えばバケツで水をためるときは、自動水栓ではなかなか不都合なので、そういうところは残すなど、学校のニーズに応じて対応している。

○朋澤委員 どの学校にも、子どもたちが手を洗うというようなところにおいては、対応的な蛇口は別として自動水栓を目指しておられるのか。

○幸村教育施設課長 全てをそうするというわけではなく、蛇口をひねるなど、そういう



動作をするというのも大事な点で、学校の希望を聞いて全てを自動水栓にするわけではなく、学校と話をしながら、御意見を伺って対応したいと思う。

○朋澤委員 どの学校や寄宿舎も自動水栓の場所があるということを目指しておられるか。

○幸村教育施設課長 そういうことになる。

———原案のとおり了承

### 報告第 32 号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 6の1ページをお願いします。最近の主な動きとしては、県立学校の部活動に対する知事からの要請及びその対応がある。県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、8月には高止まりの傾向が続き、学校では夏期休業にも関わらず、部活動に起因すると考えられる集団感染も確認されるような状況があった。そうした中、2学期が始まり、学校での感染者が更に増える懸念があることなどから、8月25日に知事から県教育委員会へ部活動の一時中止の要請があった。県教育委員会としては、次のように整理し、要請を受け入れる判断をした。県立学校では2学期が始まり、文化祭、学園祭の準備・開催、就職活動の解禁、大学・専門学校など推薦や総合型選抜入試への対応、部活動では、新人戦、新体制の始動など、学校、生徒たちにとって大事な時期を迎える。コロナ禍において感染も高止まりの傾向にある中、こうした学校における子どもたちの学校活動、教育活動が少しでも安定的にできるようにするためには、どう対策をとっていくのか、改めて考えたところである。その結果、この夏休みに結果的に多くの感染者を出した学校の部活動を一時的に中止することで、より多くの子どもたちの生活を守ることができると考え、要請された内容とも合致することから、受け入れの判断をしたところである。ただし、単に中止するというのではなく感染対策をしっかりとった上で、文化祭・学園祭の準備や開催、就職活動、入試などを認めるとともに、部活動についても、新人戦などの公式大会で学校長が認めるものへの参加、10月11日までに開催される大会への参加に向けた1カ月前からの通常の活動や練習試合等を認めるなど、子どもたちの学校活動、教育活動そのものをできる限り止めることがないよう策を組み立てて、学校の現場に周知徹底したところである。今回の取組で、県立学校での感染をゼロにすることは難しいことではあるが、子どもたちの活動の場の確保に向けては、一定の効果はあるものと考えている。また、こうした感染拡大防止に向けた取組は、県内全体の感染を少しでも抑える方向に働くもの

であり、また、県内の医療提供体制の確保にもつながるものと考えている。

資料の6の2ページは知事からの要請に係る文書、6の3ページは教育長から各県立学校長に向けて発出した文書、6の4ページ及び6の5ページは知事と教育長連名で、市町村等に向けて発出した文書のそれぞれ写しを付けている。

○林委員 この学校活動の一時停止については、市町村あてに依頼をされておられる中で、出雲部の3市については通常どおりというような対応を取られていたが、他の町村の方の部活動は停止又は通常どおり行われたかどうかの確認はされておられるか。

○徳永保健体育課長 16市町村については、県の要請依頼に準じた取り扱いをされていると聞いている。

○林委員 この部活動の一時停止については報道等で賛否もでており、捉え方も様々だと思うが、おそらく生徒の中では新チームになり、これから新人戦もあるが、出雲地区、石見地区の大会を控えるところで、出雲部の3市がやっているということになると、他の市町村の生徒が不公平感を感じてしまうところもあるのではないかという気がする。もちろん感染を最小限に防ぐためにも、こういうことを講じなければならないというのは分かるが、極力そういった子どもたちに不公平感を感じるようなことは、あまり好ましくないと、今回報道を見て感じた。

○徳永保健体育課長 そうした子どもたちが感じる不公平感というところも承知はしているが、なかなか市町村全てに県の要請を強制するというのも、できない立場もあるので、個別にそれぞれの市町村教育委員会には、電話もして、趣旨を説明するなど、最善は尽くしたと思うが、全ての市町村に同じようにしていただくことは、かなわなかった。しかし、私立学校にも併せて依頼をしたが、同じように県の依頼の趣旨を理解していただいて、対応していただいたと聞いている。できるだけ、そういった不公平感がおきないように努力はしていきたいと思う。

———原案のとおり了承

#### 報告第33号 令和7年度全国高等学校総合体育大会（中国ブロック開催）に向けた選手強化について（保健体育課）

#### 報告第34号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜について（教育指導課）

○徳永保健体育課長 資料7の1ページをお願いします。まず、1. 趣旨は、3年後の令和7年度に全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが広島県を主会場として

中国ブロックで開催されることとなっている。地元開催となる同大会で県内開催の競技を始め、多くの競技で島根県選手が活躍できるよう従来のスポーツ推進重点校として強化の指定をしている学校等に加え、インターハイに向けて、追加で強化指定校を指定し競技力向上を図ろうとするものである。参考までに前回平成28年に中国ブロックを開催されたときも同様の指定を行っている。

2. 指定の考え方は、指定校区分は(1)(2)に記載のとおり、特別強化指定校と一般強化指定校の2種類がある。(1)の特別強化指定校については、島根県内で開催される競技が対象である。島根県内で開催される競技は、通常の出場枠に加えて開催県としての出場枠が与えられることとなっており、大会県枠の出場チーム、選手も含め全国の舞台でしっかり戦えるよう、該当競技については1競技、男女ごとに2校までを強化校等として指定し、競技力の向上を図っていく。なお、従来のスポーツ推進重点校の指定を含めて強化の対象は2校までということを考えている。(2)の一般強化指定校においては、島根県以外で開催される競技が対象となる。島根県以外で開催される競技は、出場枠は通常の間と変わらないが、中国ブロックという地元開催の大会で代表チーム、選手が活躍できるよう1競技、男女ごとに1校までを強化校等として指定し、競技力向上を図りたいと考えている。なお、同様にスポーツ推進重点校の指定を含めて指定は1校となる。既に指定をされている競技については、この制度での指定はしないということになる。また、特別・一般、いずれにおいても、学校単位で指定するよりも個人を指定しての強化方が効果的な競技については、個人を指定することも考えている。

3. 指定対象競技は、(1)特別教科指定校の対象競技は県内開催の競技である。資料に記載のとおり、フェンシング(男女)、男子バレーボール、レスリング(男女)、体操競技(男女)、なぎなた(女子)が該当し、それぞれスポーツ推進重点校と併せて、男女別で2校指定する予定である。なお、資料の(1)の下に※で記載しているが、カヌーも県内開催の競技だが、カヌーは既にスポーツ推進重点校で、男女それぞれが2校指定分となっているので、この制度での指定はしないということになる。(2)の一般の競技指定校は、県外の開催競技で資料に記載のとおりとなる。

4. 決定は、島根県高等学校体育連盟からの推薦をもとに、県教育委員会が決定することとしている。

5. 指定期間は、インターハイに向けた強化であるので、令和5年度から令和7年度までの3年間とし、原則として期間中の変更はしないこととする。

6. 支援内容は、指定校に対しては県外遠征や招請合宿等の経費を助成することとしている。

その他、7に記載のとおり、2つの指定区分のうち特別強化指定校については、県立学校のスポーツ特別選抜入試の対象校とする。

制度の概要については以上である。

7の2ページは、具体的に指定する競技種目、指定する学校等を記載した資料となる。一番左にインターハイの競技種目、この右側に、従来のスポーツ推進重点校が記載されている。今回の強化指定については、真ん中の列の特別強化指定校と一番右の一般強化指定校、太枠が指定の対象競技となる。競技種目がグレーになっている競技が県内で開催される競技を示している。バレーボールが男子のみ県内開催である。2つの指定区分のうち、真ん中の列の特別強化指定校は、先ほど申し上げたとおり県立学校スポーツ特別選抜入試の対象となるので、本日までのところで県の高体連から対象校を推薦いただき、そこに記載の学校が内定している。\*は、個人指定が適当と判断された競技を示している。なお、一番右側の一般強化の指定校については、年明けを目途に選定作業を進める予定としている。

○佐藤参事 資料8の1ページを御覧いただきたい。今年度実施する公立高等学校令和5年度入学者選抜について、各学校の選抜実施の具体が定まったので御報告する。

1 各学校の選抜実施方法等であるが、推薦選抜、スポーツ特別選抜は、後ほど御覧いただく別表1のとおりである。中高一貫校特別選抜は例年どおり一般選抜、第2次募集については別表2のとおり実施する。

2 主な変更点について説明する。(1) 推薦選抜については、昨年度から各学校で求める生徒像や育てたい生徒像など明確にしたグラウンドデザインをもとに、出願資格や出願の際に求める内容を定め、多様な選抜方法を進めている。こうした流れの中で①新規に推薦選抜を実施する学校が1校、②募集人員に変更がある学校が1校、③選抜方法に変更がある学校が1校ある。内容は記載のとおりである。(2) スポーツ特別選抜については、新規に実施する学校が4校ある。先ほど第33号で報告した特別強化指定校3校と今年度からスポーツ推進重点校になった平田である。各学校が新規に実施する競技と男子・女子の別は記載のとおりである。募集定員及び選抜方法については昨年度からの変更がある学校はない。(3) 一般選抜、(4) 第2次募集について昨年度からの変更がある学校はない。詳細について別表1を御覧いただきたい。推薦選抜、スポーツ特別選抜の実施につ

いてまとめている。入学定員については議決事項第 11 号で決めていただいた結果を反映している。出雲高校の定員数 280 名としている。これを含め太字下線部分が昨年度からの変更部分である。結果、推薦選抜を行わない学校は、実施学科に横線を入れてお示ししている。全日制は大田高校、益田高校。定時制は 3 校、松江工業高校、宍道高校、浜田高校の合計 5 校である。

別表 2 をご覧いただきたい。2 点について表にまとめている。1 つ目が一般選抜における個人調査報告書と学力検査の記述や面接等の実施について。2 つ目が第 2 次募集の選抜方法及び配点である。昨年度からの変更はない。

8 の 1 ページにお戻りいただきたい。今後の予定について説明する。別表 1、2 については、ホームページで公開し、内容の周知をする。今後 10 月下旬に各学校の県外受検生の合格者数上限を公表し、10 月下旬には選抜の詳細を定めた実施要綱の公表、11 月上旬から各学校の募集要項の配布となる。出願や選抜の実施日程は 1 月以降、御覧のように予定する。

○林委員 7 の 2 の特別強化指定校のところで、個人指定で女子の 3 種目が挙がっている。いずれの競技も、どちらかといえば部として活動している学校数は少ないが、敢えて個人支援されたというのは、どういったことを想定されたのか。

○徳永保健体育課長 委員がおっしゃったとおり、部としての活動実績がなく、どこかの学校の指定というよりも、個人でそれぞれ行かれた学校に籍をおいたままでの強化、取組というのが、現実的ではないかと考えている。

○野津教育長 これは社会体育で強化するということか。

○徳永保健体育課長 社会体育や、今年度から始めた、部が既にあるところへ指導者の指導を受けるといった制度も作ったので、そういうものを活用しながら強化をしていきたいと思っている。

○林委員 この 3 種目についてであるが、小学校、中学校での活動状況でスポーツ少年団や中学校での部活動自体、わりと数は限られていると思うが、それでもやはり有望な選手が、ここ的高校以外のところに進学して続けるような想定を考えるのか。

○徳永保健体育課長 インターハイに向けた指定については、学校の部活動というところに主眼を置いており、それ以外の社会体育を含めても、強化全体については、2030 年の国スポに向けた強化の中で大きな取組として、やっていくのではないかと考えている。

○河上委員 7の1ページの6の支援内容だが、県外遠征などに関わる経費を助成するというのだが、これは私立の活動も対象となっているか。また、個人指定された生徒、今後、特別強化指定校となる生徒についても、私立の高校生徒も対象となるか。

○徳永保健体育課長 対象としては私立も含めた学校が対象となっているが、たまたま強化に向け、推薦を受けた特別強化指定校の推薦については、県立学校のための指定となっている。

○林委員 8の1の2主な変更点のところ、募集人員が今回、隠岐島前の40%程度が30%程度に変更されておられるが、これはどういった理由で変更されたのか。

○佐藤参事 隠岐地区については、来年度卒業生の現中学3年生の数だが、今日の議決11号の表の中にも入れたが、来年は減少ではなく増加ということになるので、その対応のために、現中学生の人数が増加したということをや因に30%、推薦入学では県外の生徒が多数来るので、その分、県内生徒を圧迫することがないように30%になっている。

———原案のとおり了承

#### 報告第35号 令和5年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について（教育指導課）

○佐藤参事 資料9の1ページを御覧いただきたい。来年度、県立高等学校で使用する教科用図書の採択結果について御報告する。教科用図書の採択については、5月の教育委員会会議で採択の基本方針を議決いただいている。これに基づいて各学校からの採択希望候補を受けて、内容を審査し、教育長の専決によって決定したので、その状況を報告する。

採択の結果は1のとおり、採択総数は593点。内訳は新規に採択した教科書が202点。過去に採択済みの教科書が391点あった。高等学校では、今年度1年生から新しい学習指導要領が年次進行で実施されているため、1年生が来年2年生になって使用する教科書が全て新しい教科書になる。よって、新規に採択される教科書は、昨年に続き多くなった。

2以降は採択の流れ、9の2、9の3ページ以降は採択の基本方針、9の4ページ以降に採択結果の詳細と各教科科目の教科書名と選定校数を記載している。

———原案のとおり了承

## 報告第 36 号 令和 5 年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 特別支援学校の教科用図書の採択の進め方については、小中学部は 6 月の教育委員会会議で、高等部は 5 月の教育委員会会議でそれぞれ議決いただき、それを受けて各学校に通知した。その後、各学校で選定し、県に報告が挙がってきたものを採択に係る基本方針に基づき、児童生徒の障がいの状況や教育課程等を考慮した上で、次のとおり採択することとした。

資料 10 の 1 ページをお願いします。1 特別援学校小・中学部の教科用図書についてである。（1）文部科学省検定済教科書 216 点、これは通常の小中学校の教育課程に準ずる教科用図書になる。うち、小学部は 155 点、中学部は 61 点を採択した。（2）文部科学省著作教科書 308 点、これは文部科学省において編集された視覚障害者用（点字版）、聴覚障害者用、知的障害者用の教科用図書になる。（3）学校教育法附則第 9 条による一般図書 419 点。これは島根県教育委員会選定一般図書一覧に掲載されている教科用図書になる。昨年度は、この場で視覚障害者用の点字版の教科書を実際に見ていただいたが、本日は聴覚障害者用、知的障害者用の教科書を持ってきた。お配りするので、手に取って御覧いただけたらと思う。「言葉の練習」「言葉の勉強」と表紙に書かれているものは、ろう学校で使用されている教科書である。星が表紙についているものは知的障がい者の教科書になる。ろう学校では、通常の教科書と併せて、このような文字や言葉の練習に特化した教科書が文部科学省より発行されている。ろう学校の児童生徒は、耳からの情報、聞こえの程度が様々であり、文字や言葉そのものの学習が、音を手がかりとして行いにくい実態がある。そこで、文字や言葉の発音・発生を口の形やドット等の視覚的手がかりで学べるように、また、手話にはない助詞を学べるような教科書になっている。主に小学部では国語科の授業や自立活動の時間に使用しているとのことである。知的障がい者用については、星印がついているが、星 1 つから 3 つが小学部、4 つ、5 つが中学部用である。現在のところ、国語、算数・数学、音楽、この 3 教科のみの教科書が文部科学省より発行されている。以上、小、中学部の教科用図書については合計 943 点を採択することとした。実際に採択した教科書について資料の方に載せている。10 の 3 ページから 10 の 5 ページに文部科学省検定済教科書を載せている。10 の 6 ページと 10 の 7 ページは文部科学省著作教科書を載せている。10 の 8 ページから 10 の 14 ページには一般図書の一覧を載せている。

それでは10の1ページの方にお戻りいただきたい。2 特別支援学校高等部用教科用図書についてである。(1) 高等部用文部科学省検定済教科書95点は、通常の高等学校の教育課程に準ずる教科用図書になる。(2) 主として専門学科において開設される教科で使用される学校教育法附則第9条による一般図書8点、これは、盲学校の保健医療科において使用する点字版教科書になる。(3) 学校設定教科で使用される一般図書3点、これは産業社会と人間、ワーキングタイムという学校独自の教科で使用される。(4) 学校教育法附則第9条による一般図書16点、これは、高等部においても、生徒の実態により使用する場合がある特別支援学校小・中学部知的障害者用文部科学省著作教科書、先ほど見ていただいた星本になる。これを一般図書として採択している。(5) 同じく学校教育法附則第9条により、一般図書15点、これは、知的障がい特別支援学校高等部において使用する文部科学省検定済教科書を一般図書として採択しているものである。

(6) 同じく学校教法育附則第9条による一般図書474点、このうち島根県教育委員会選定一般図書一覧に掲載されている図書が419点、各校が教育課程に基づいて独自に選定した図書55点を採択している。以上、高等部の教科用図書については合計611点を採択する。実際、採択した教科書については資料に載せている。10の15ページから17ページには高等学校用文部科学省検定済教科書、17ページの下のところからは主として専門学科において開設される、ここでは、盲学校の保健医療科において使用される点字版教科書載せている。18ページの上の方には、学校設定教科で使用される一般図書。その下に特別支援学校小・中学部知的障害者用文部科学省著作教科書を一般図書として採択しているもの。19ページには知的障がい特別支援学校高等部において使用する場合がある文部科学省検定済教科書一般図書として採用しているもの、10の20ページから28ページには、島根県教育委員会選定一般図書一覧に掲載されている図書419点と各校が教育課程に基づいて独自に選定した55点を載せている。10の27ページの下の方の太線以降が、各校が独自に選定した図書となっている。なお、高等部の新入生については、入学生徒数や生徒の実態がまだ把握できないところでの選択である。従って、入学者選抜検査を経て合格者が決定する2月下旬に再度選択し、3月の教育委員会会議で報告させていただく。

10の1ページにもう一度お戻りいただきたい。一番下には参考として、教科用図書採択に関わる関係法令を載せている。



10の2ページの方には、教科用図書の採択権者等について。それから、令和5年度の採択の流れについて、参考までにお示ししている。

——原案のとおり了承

#### 報告第37号 令和4年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について（保健体育課）

○徳永保健体育課長 資料の11の1ページをお願いします。資料は8位以上の入賞種目・選手を一覧表にしている。主なものを紹介すると、11の1ページではインターハイについての入賞者である。今年度は徳島県を中心に四国地方で7月23日から1か月間開催された。このうちNo.4のホッケーでは、横田高校男子が見事2連覇を果たしている。2年連続7回目の優勝となる。また、一番下のカヌーでは、近年多くの種目で、入賞者を輩出している。その中でも、No.30の女子カヤックペア500mでは、出雲農林高校の三島まりあ・橋本寧々ペアがこちらも見事2連覇を果たしている。

11の2ページを御覧いただきたい。前半分は、全国中学校体育大会をはじめ、この夏開催された中学校の全国大会の入賞者である。このうちNo.6ホッケーでは、横田中学校男子が全日本中学生ホッケー選手権大会において見事優勝を果たしている。3大会ぶり7回目の優勝となる。

その下の表には、参考として最近の全国大会での入賞状況を記載している。今年度は、高校生がインターハイにおいて32種目で入賞をしている。これは、過去最高だった昭和57年のくにびき国体開催年の33種目に次ぐ2番目の好成績となっている。また、中学生についても、ここ数年間では昨年と同じ12種目で入賞している。そうした島根県の若者の活躍というのは、県民に感動と勇気を与えるものと考えている。今回の若者の活躍が2030年の島根県の島根かみあり国スポ・障スポでの選手の活躍に繋げていけるよう、引き続き関係機関と連携し、競技力向上に取り組んでいく。

——原案のとおり了承

#### 報告第38号 第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）の出場種目について（保健体育課）

○徳永保健体育課長 資料12の1ページを御覧いただきたい。今年の国体は、栃木県で10月1日から10月11日までの日程で開催される予定である。また、それに先立って、

9月10日から会期前の競技として水泳、体操、ビーチバレーボール、弓道の4競技が開催されることとなっている。資料には、8月までのところで開催された今年度の中国ブロック大会の結果を記載している。競技種目ごとに中国ブロック大会の順位を数字でお伝えしている。中枠のところは島根県の突破状況の欄になる。その中で丸印がしてある種目が、ブロック大会を突破したものとなる。中枠あたりに県単出場と記載がある種目は予選なしで本線出場となるものだが、それらを併せて、網掛けをしていない白い欄が国体へ出場する種目となる。中国ブロック大会を突破した種目の合計数については、12の4ページの中ほどに突破の種目数という覧があるが、前回、令和元年度36を上回る40種目で記録突破を果たしている。このうち、1位で突破した種目は27種目であり、突破数、1位獲得数いずれの数も、ここ10年で最高の数となっている。なお、突破した40種目のうち、少年の種目は、半数強の21種目を占めているほか、例えば、ラグビー女子、12の3ページのNo.28 この女子などは成年・少年の区別がなく、高校生も主力選手として、活躍が期待される種目もある。そうしたものも含めて、先ほどのインターハイ等での活躍向上に、国体でも少年の活躍が期待される場所である。国体は、新型コロナの影響で、一昨年、昨年は、延期、中止となっており、開催されれば3年ぶりとなる。前回、前々回の国体は、総合順位が40位台であったが、ブロック大会の成績が、ここ近年で最高の成績を挙げているので、2030年の国スポ、障スポにつながる活躍を期待したいと考えている。

———原案のとおり了承

#### 報告第39号 第46回全国高等学校総合文化祭の成績について（社会教育課）

○野々内社会教育課長 13の1ページを御覧いただきたい。1. 大会の概要及び2. 島根県の参加状況にあるとおり、今回は7月31日から8月4日にかけて、東京都内を会場に23部門で開催され、島根県からは17部門に20校、176人の高校生が参加した。島根県全体の成績については、13の3ページに、実績一覧として記載している。この中での優秀な成績を13の1ページの3. 島根県の入賞状況のところにとまとめている。

13の1ページをお願いします。まず(1) 囲碁部門では、松江北高校の木戸健太さん、松江南高校の井上結菜さん、出雲西高校の玉木洗多さんの3人によるチームが、団体戦で第4位の成績を収められた。その他、(2) 自然科学部門では、松江南高校の石倉要さんがポスター発表部門で奨励賞を、(3) 弁論部門では、益田高校の乾華さんが優良賞を、

13の2ページ(4)放送部門では、出雲工業高校がビデオメッセージ部門Dブロックで優秀賞を、石見智翠館高校がオーディオメッセージ部門Dブロックで審査員特別賞を、

(5)演劇部門では三刀屋高校が優良賞・全国高等学校演劇協議会会長賞をそれぞれ受賞された。

○朋澤委員 弁論部門のこの方の弁論というのは、読ませていただく手立てはあるか。

○野々内社会教育課長 後ほどお渡しする。

———原案のとおり了承

## 野津教育長 非公開宣言

—非公開—

### 議決第14号 令和4年度教育功労者及び教育優良団体表彰について（総務課）

○小畑総務課長 14の1ページをお願いします。この表彰は、教育、学術、文化及び体育に関する個人又は団体に功績顕著なもの、又は教育環境の整備について献身的に努力し、その功績が顕著なものについて教育委員会から表彰を行うものである。この表彰の学校教育の分野は、退職された方を対象としている。また、学校教育に限らず、幅広い分野を対象としており、今年度は、学校保健、社会教育、文化財保護の分野からも選考している。受賞候補者だが、いずれも市町村教育委員会、県立学校、庁内関係各課等からの推薦に基づいたものであり、その中から従事年数や功績内容等を考慮し、選考した方々である。先に表彰式についてであるが、11月1日火曜日、会場はサンラポーむらくもを予定している。例年、11月1日から7日のしまね教育ウィーク期間中に行っているものであり、開催に当たっては昨年度と同様、会場内での感染対策、例えば消毒液の配置や椅子の距離をおいて置くなど対応していく。なお、今年度は来賓の方を招待する予定も考えている。

それでは、ここからは受賞候補者に関して御説明をする。4の受賞候補者だが(1)学校教育の方々は11名である。いずれも小中学校、県立学校の校長歴のある方であり、従事年数や在職中及び退職後の教育分野での功績などを考慮している。14の2ページをお願いします。(2)学校保健の4名の方々は、学校医・学校歯科医として長年、児童生

徒の健康維持に御尽力いただいた方から従事年数等を考慮し、選考している。(3) 社会教育分野は2名4団体である。個別に簡単に説明すると、水津旬司さんは、津和野町社会教育委員や県社会教育委員連絡協議会評議員等として地域の活性化に尽力し、社会教育の推進に寄与した功績から選考した。勝部昌幸さんは、県高等学校PTA連合会事務局長としてPTA活動の活性化に尽力するなど、社会教育の推進に寄与した功績から選考した。久利町寿会は、地域の子どもたちとの合同活動、例えば、保育園児とのサツマイモの苗植え、収穫など、園児や小学生との世代間交流を通じて、子どもたちの健全育成に取り組むなど、社会教育の推進に寄与した功績から選考した。小屋原田植囃子保存会と池田田植囃子保存会は、ともに長年、田植囃子という地域の伝統芸能を保存し、支え、併せて地域活性化を図り、さらには学校での田植囃子の指導等、社会教育の推進に寄与した功績から選考したところである。次に、大田の自然を守る会は、地域の複数の小学校で毎年、環境学習指導を実施するなど、子どもたちの自然環境保全の意識の向上に尽力し、社会教育の推進に寄与した功績から選考した。(4) 文化財保護分野は1名である。足立正智さんは、松江市文化財保護審議会委員、松江市史編集委員会専門委員、安来市文化財保護委員として、文化財保護活動に寄与した功績から選考した。

○原田委員 確認したい。社会教育で大田市は立派だと思うが、大田市だけの4団体である。この選考というのは、もちろん県全体だと思うが、たまたま他がないからなのか、それとも大田市の4団体が突出していたのか、こういった形で選考されたのか。

○小畑総務課長 委員が今、おっしゃったこともあったが、大田市は非常に熱心であるというのは間違いない。その中で選ばれた団体であるが、実は大田市の4団体が全て大田市教委からではなく、1団体は公益財団法人からでたまたま、大田市であったということ。推薦が出てない地域はまだ正直あり、声はかけている。今回の結果を見て、もう少し他へ積極的な推薦をお願いしたいと考えている。

———原案のとおり議決

#### 議決第15号 令和4年度優れた教育活動表彰について(総務課)

○小畑総務課長 15の1ページをお願いします。この表彰は、教職員等の意欲の向上や本県教育の振興を図るものとして、平成19年度に設けられたものである。

簡単に制度の概要を御説明すると、表彰対象者は学校に在籍する教職員、教育委員会事務局等に在籍する教職員、教職員で構成される団体、学校である。

表彰の対象とする取組は、教育活動で、他の教職員等の模範となるもの、指導方法の研究開発など、本県教育の充実・発展に資する取組などである。表彰式は先ほど御審議いただいた議決第14号の表彰と同じく11月1日火曜日、会場はサンラポーむらくもを予定している。開催に当たっては同じく新型コロナウイルス感染症の対策を行っていく。今年度の受賞候補者数であるが、4のとおり学校12校、団体1団体、個人8名の21である。

受賞候補者についての説明をする。15の2ページをお願いする。まず、学校である。No.1の松江市立古江小学校は、6年間にわたり算数授業を中心とした授業改善事業に取り組み、教職員のコメント力と思考の可視化や子どもの声で作る授業の展開など授業改善を進める実践モデルとして、他校の参考となるこれら一連の取組を評価するものである。No.2からNo.4の安来市立宇賀荘小学校、南小学校、能義小学校の3校は、令和3年度に開催された島根県社会科教育研究大会に向けて、それぞれ研究実践を約3年間にわたり積み重ねた。宇賀荘小学校では、子どもに何を学ばせたいかを明確にし、単元を見通して学びをデザインする視点での研究への取組のほか、複式学級における子どもの思考の流れを考えた単元構成などにより、子どもたち自身が意欲的に取り組み、生き生きと学ぶ姿勢に繋がったこと。南小学校では、単元全体を見通せる「単元構造図」を用いた授業等により、子どもの学習への興味関心が高まり、学習意欲を継続して授業に取り組むことに繋がったこと。能義小学校は、子どもの課題を解決したいという思いに応える教科横断的な視点にたった年間単元一覧表を作成・活用した授業等の実践により、子どもの価値や自己の成長に気づく等の深い学びに繋がったこと、以上の各校の成果のほか、各学校が研究発表後も校内研究を継続して行い、一層の深化・充実を図っていること等を評価するものである。No.5の奥出雲町立高尾小学校は、平成25年度から子どもたちの表現力向上等を目的とした児童の落語活動を10年継続して行っており、人前で話す力の向上など成長につなげていること。また、防災学習を取り入れ、被災地支援のチャリティー寄席の実施など社会貢献に繋がる教育活動を含め、その成果を評価するものである。15の3ページをお願いする。No.6の川本町立川本小学校は、令和2年度から人権教育研究指定校事業の指定を受け、それを契機に人権教育の活動を長く続けていること。また、年間を通した異学年交流活動の実施や子どもの実態に合った取組を考え、工夫し、実践を積み重ねていることなど人権教育の実践として、他の参考となるこれら一連の取組を評価するものである。No.7の松江市立湖北中学校は、平成29年度から令和3年度ま

での間「学びの深（進）化事業」や「授業改善事業」の指定校として、計5年にわたり研究に取り組み、この中で、授業改善に向けた手法や活動実践としての工夫した授業など、授業改善を進める実践モデルとして、他の参考となるこれら一連の取組を評価するものである。No.8の益田市立横田中学校は、以前より地域ぐるみの子育てや学校と地域、学校種を超えた活動を充実させ、令和2年度からは、生徒会を中心にボランティア活動や地域のまちづくりの会と協力してイベントを企画するなど、社会に開かれた教育課程を実現する教育の実践モデルとして他の参考となる、これら一連の取組を評価するものである。No.9の県立平田高等学校は、令和元年度から3年間にわたって文科省の地域協働活動に関する指定校として、地域の様々な機関と連携・協働し、地域人材育成循環システム「平田プラタナスプラン」によって、将来の地域社会を担う人材育成を目的とした学習を行うなど、先進的な事例が他の参考となる、これら一連の取組を評価するものである。No.10の県立益田高等学校は、平成16年度から文科省の「スーパーサイエンスハイスクール」の指定校として、18年にわたって科学技術系人材の育成を目指して全校体制による教育プログラムを実践し、教科・科目の枠を超えた様々な取組等により、地域の子どもたちの科学に対する興味、関心を高めたほか、研究発表会やコンテストでの多数の受賞、また、進学実績の向上など、他の参考となるこれら一連の取組を評価するものである。

15の4ページをお願いする。No.11の県立隠岐高等学校は平成22年度から、隠岐ジオパークを題材とした学習を行っており、平成28年度から今の地域の課題解決学習に変更し、地域の方々や行政等と連携した地域の特色を活かした教育を行うなど、今後の総合的な探究の時間の実践として、他の参考となるこれら一連の取組を評価するものである。No.12の県立益田養護学校は、開校以来、地域に根差した教育活動を継続して行っており、特に高等部では地域への貢献を意識し、作業学習や総合的な探究の時間で地域と連携した様々な活動に取り組むなど、地域と学校との連携、協働の実践として他の参考となるこれら一連の取組を評価するものである。

15の5ページ、団体である。安来市教育研究会中学校社会科部会は、学校の部のNo.2からNo.4の各学校、宇賀荘小、南小、能義小とともに、令和3年度、島根県社会科教育研究大会により約3年間にわたり研究実践を重ねてきており、その研究成果が、授業改善の実践モデルとなるほか、研究発表後も校内研究を継続して行っており、一層の深

化・充実を図る、そうした取組が、他の参考となるこれら一連の取組を評価するものである。

15の6ページをお願いする。個人である。No.1の県立松江工業高等学校の石飛秀次実習助手は、工学教育、特に電子機械制御の分野で熱心に教育に取り組み、在籍してきた学校では、高校生ロボット競技大会で好成績を残すなど、ロボット製作の指導を通して生徒のものづくりの技術向上など、本県の工業科教育の充実・発展に繋がるこれらの一連の取組を評価するものである。No.2の松江市立第二中学校の内田裕美子教諭は、平成19年以降、柔道指導に携わり、生徒の主体性を重んじた指導方法で好成績を残しているほか、校内では特別支援教育の中心的な役割を担っており、勤務校のみならず、近隣校からの相談に対応し、校区内の特別支援教育の充実に貢献するなど、これら一連の取組を評価するものである。No.3の松江市立古志原小学校の神庭真美教諭は、平成27年度から7年間勤務した古江小学校で、授業改善事業のリーダー教員など、事業の中心的立場で意欲的に授業実践を進め、他校に参考となる研究発表に関わるなど、これら一連の取組を評価するものである。No.4の県立江津高等学校の登城千加教諭は、派遣された島大教職大学院で生徒の読解力向上を研究し、修了後は大学と連携を図りながら、社会生活に有用な読解力の育成を目指した授業づくりに取り組んだほか、在籍した三刀屋高校では、県の研究指定を受け責任者として授業改善に取り組むなど、国語科教育の充実、発展への貢献につながる、これら一連の取組を評価するものである。No.5の県立吉賀高等学校の中村美楠子教諭は、前任校でキャリア担当として、先導的にキャリアパスポート導入に取り組み、現任校では町のプロジェクトと連動させた教育活動に取り組むほか、県のキャリアパスポート活用事業の総括担当を務め、実践成果を県内外に広める活動や大学の協働研究に取り組むなど、本県教育の充実・発展への貢献に繋がるこれら一連の取組を評価するものである。15の7ページをお願いする。No.6の松江市立第二中学校の錦織充宏教諭は、複数校で剣道部の指導の研究・実践を行っており、現任校でも顧問として指導方法の探究を継続的に行いながら、技術指導ではICT機器を効果的に活用するなど、県内の剣道競技の指導力向上への貢献に繋がる、また、学校運営への取り組む姿勢を高く評価する、これら一連の取組を評価するものである。No.7の出雲市立平田小学校の野田和江教諭は、長きにわたり特別支援教育に尽力しており、出雲市の特別支援教育の中心的な役割を担うなど、地域の特別支援教育の充実・発展への貢献に繋がるこれら一連の取組を評価するものである。最後にNo.8の津和野町立津和野中学校の

山本悦生教諭は、社会科教員として益田管内を中心に、生徒が主体的に学習に向かえるように、地域素材や時事問題の教材化に取り組むほか、N I E等を取り入れた授業の実践など、高い授業構成力や指導力、また、益田管内の社会科教育のリーダー役としての貢献につながるこれら一連の取組を評価するものである。

○林委員 この受賞候補の方に関しては、全く異論はない。この島根教育ウイークの際に、こうした表彰以外に、今回何か考えておられるか。

○小畑総務課長 メッセを会場にフォーラムを予定して、参加いただく学校や大学とかが、いろいろな分野のものを発表し、共有をしていただくような場にしたいと考えている。また、昨年度までフォーラムを開けなかったので、I C T教育関係のDVDを作成し、見ていただいたものがあつた。その続編というわけではないが、相手への取材の問題もあつたり、クルーの問題もあつたりして少し時期がずれるかもしれないが、教育ウイークの一環という形で、DVDも作成するという事を考えている。

○石原副教育長 フォーラムは11月3日から予定しており、教育委員の皆様方にぜひご出席いただきたいと思っている。ご案内させていただく。

○野津教育長 島大の新学部に支援していただけないかと。子どもたちにとって将来の選択肢として、興味深くなるようお願いしたい。

○石原副教育長 補足であるが、昨年は、皆さんに集まっていただくことができず、先ほども課長から御説明したI C T教育関係のDVDを作った。皆さんに公表してホームページにアップできるようなものを作りたかったが、肖像権の問題とか、いろいろな調整が整わなかったということもあり、教育委員会の一部のところに条件つきで配らせていただいている。今回は広く御覧いただけるような教育内容について、どんな授業を子どもたちがしているのかというのを多くの方に見ていただきたい。学校で子どもたちがどういうふうなI C T教育を受けているのかということをご理解いただいた上で、小中高、特別支援等の教育施策を御説明できるようなものを今、作っている。なかなかスケジュールが整わないというのものもあるが、間に合えば11月3日の方で上映して、御覧いただいて、広く周知をしていきたいと考えている。

○野津教育長 パソコンの自己負担があるが、そこを高校生が納得いただけるような、負担してもいいなと思うものを作っていきたい。

○池田委員 15の4ページの隠岐高等学校が地域の特色を生かした教育というところであるが、隠岐島前高校は、地域共創科を、そもそも地域の特色を生かした教育で学科を設



定しているのです、これは表彰対象になってこないだろうと思うが、どうか。地域課題解決を目指していると思うが。

○小畑総務課長 委員のおっしゃっていただいたとおり、今回の地域課題も長年にわたって、その実績や、それがどういうふうに活かされたかとかというところも選ぶ対象とさせていただいているということからすれば、地域共創科も、どう活かされるかというところが評価されれば、もちろん対象にしていくのではないかと考えている。

○野津教育長 期待以上のものをされれば表彰になる。ただ、共創科にして一個ハードルを上げた。もう一個全国的に上のことを目指して頑張るということ。

○池田委員 その前の15の2ページの奥出雲町の高尾小学校の落語の取組は好評だったと思う。平成25年からで、もう10年近くということになる。最初に、この取組をした人は、多分もうここの学校にはおられないだろうし、定年退職もなっておられると思う。今の人が取られたらいいと思うが、ここの人前で物怖じしないたくましい心の育成とか自己表現とか、子どもさんたちがその後卒業、成長して、多分大人になって、この落語で培ったものがどういうものを与えているといるとかに感心があるが、その後はわからないか。

○野津教育長 学校表彰である。かつての教員も含めての意味合いがある。

○石原副教育長 学校自体の表彰なので、個々の教員とか子どもたちを表彰するものではないのだが、教育活動ということであるので、池田委員がおっしゃっているその子どもたちが今どうされているのかということについては、地域の方々も一緒に活動されているので、もし過去にそういった体験をした子どもたちがどうされているかの状況を把握できたら、また、お知らせしたい。

———原案のとおり議決

**承認第2号 教職員の分限処分について（学校企画課）**

**承認第3号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）**

———原案のとおり承認

**報告第40号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例について（総務課・学校企画課）**

○小畑総務課長 18 の1 ページをお願いします。資料の内容に入る前に補足の説明をする。この条例だが、7月のこの会議で内容やスケジュールを御説明したとおり、次の9月定例県議会へ上程することで進めているものである。

本日の資料の3のとおり、改正する条例が複数該当する場合、改正の手法として、「整備条例」として1本にまとめ、審議については、所管する条例分を県議会の各常任委員会に分割付託することとなる。本日は、分割付託する教育委員会所管の条例の改正について、御報告するものである。

1 提案理由は、このとおりである。地方公務員法の一部を改正する法律の施行等により、教職員の定年を段階的に引き上げることに伴う、関係する条例について所要の改正を行う必要があるということである。

2 定年引上げ制度等の概要については、別紙にまとめているので内容の振り返りの意味も含め、御覧いただきたいと思う。

18の4 ページをお願いします。大きな数字で1から6まで、それぞれのタイトルの横にカッコ書きでは該当する条例名を、※では、18の6 ページの図につながるよう該当する図のナンバーをそれぞれ記載している。1は、表のとおり65歳まで段階的に引き上げるもの。2は、役職定年制の導入について、(1) 管理監督職の勤務上限年齢を原則60歳としながら、(2) 職務の遂行上の特別な事情等を理由として、かつ、公務の運営に著しい支障が生じる場合に限った「特例任用」や(3) 職務の内容が類似する複数の管理監督職で構成する「特定管理監督職群」において、欠員の補充が困難な年齢別構成その他の特別の事情がある場合に限った「特例任用」も導入する。

3は定年前再任用短時間勤務制について(1) 60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、短時間勤務の職に採用することができるという制度を導入する。

4は給与に関する措置について、(1) 給料月額は60歳に達した日以後、最初の4月1日以降は原則「7割水準」となること。(2) 退職手当の基本額は、60歳に達した日以後は退職事由を定年退職として算定すること。(3) 役職定年により降任となった場合、降任後の給料月額に7割措置を適用した上で、降任する前後の7割措置を適用した給料月額の差額に相当する額を調整額として支給すること。18の5 ページをお願いします。(4) 退職手当の基本額の計算方法の特例を適用することにより、給料月額が7割水準となる前において最も給料月額が高かった時の金額、これをピーク時の金額というが、それを基に退職手当額を計算すること、以上が給与に関する措置となる。

5 当分の間、60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与等の情報を提供した上で、勤務の意思を確認する制度を導入する。

6 高齢者部分休業制度の導入について、(1)が制度の趣旨となり、(2)承認申請できる年齢を55歳とし、(3)から(5)の制度内容となるものを、このタイミングで導入する。

18の6ページであるが、上段が図1で表側に生年月日、表頭に適用年度として、それぞれの年度での定年退職年齢、段階的に引き上げる経過期間での暫定再任用が見える形にしている。下段が図2で、前ページの4 給与に関する措置(3)を図で表したものである。管理監督職上限年齢調整額の関係の考えを図示したものである。18の7ページの図3-1、18の8ページの図3-2について簡単に御説明する。図3-1及び図3-2は、4 給与に関する措置(4)の退職手当のピーク時の特例の計算方法を具体の例示を使って示したものである。図の縦軸は給料月額を、横軸は退職日までの勤続期間に応じた支給率を示している。退職手当額は原則として、退職日の給料月額に退職日までの勤続期間に応じた支給率を乗じたものを基本額とし、その基本額に退職日までの役職に応じて算定する調整額を加算して算定する。ピーク時補正による手当額算出方法と、図の下の方に、文字と数字が並んでいるところのことを今説明した。

なお、支給率は、勤続期間が一定の年数以上になると上限の率に達することとなり、定年退職の場合、勤続年数が35年以上で支給率は上限の47.709となる。図3-1は、勤務年数が35年以上の場合、図3-2は、勤務年数が35年に満たない場合のそれぞれの計算を参考までに載せている。そこにピーク時の給料月額で計算したものであり、それぞれの退職手当額を黒枠で書いている。比較して見ていただければと思う。

以上、簡単ではあるが、定年引上げ制度の概要を振り返った。

18の1ページへお戻りいただきたい。3 関係条例の制定及び改廃について、(1)の改正する全条例のうち、カッコの※が今回、御報告する教育委員会所管分となる。合計で7本となる。

18の2ページをお願いします。4 教育委員会所管条例の改正内容についてである。

(1)の県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正では、給与に関する改正をまとめて行うこととしている。対象の条例は、イの表の3本となり、今後説明する上では、上から順に県立給与条例、市町村立給与条例、特別措置条例の略称を使って説明する。アの改正の内容であるが、(ア)は、18の4ページで制度の概要を説明したが、定年前再

任用短時間勤務職員の給料の計算に係る規定を整備することを表している。(イ)は、同じく概要ページの4の(1)で説明した給料月額について60歳に達した日以後の最初の4月1日以降は、原則7割水準であることを説明したが、その規定を新設することを表している。当分の間の措置となる関係から、条例の附則に規定することとしている。(ウ)は、先ほどの概要の4の(3)で説明した、役職定年による降任になった場合の降任前後の7割措置を適用した給料月額の差の調整額の規定を新設するものであり、これも当分の間の措置となる関係から、条例の附則に規定とすることとしている。先ほどの18の6ページの図2が、この規定のイメージになる。18の2ページに戻っていただき、(エ)については、再任用職員に係る文言を、このたび導入する定年前再任用短時間勤務職員に改正するものなど、今回の改正に合わせて、必要な文言等の整理を行うものである。

以上の内容の改正については、イの改正の内容の欄のとおり、県立給与条例及び市町村立給与条例は、(ア)から(エ)の全てが該当し、一方で、特別措置条例は教育職員に支給する教職調整額等について定めた条例であり、例えば、給料月額7割措置では、教職調整額も自動的に7割になるという関係など、条文の改正が必ずしも必要ではないという理由などもあり、結果的に(ウ)及び(エ)の改正ということになっている。

18の3ページをお願いします。(2)市町村立学校職員の旅費に関する条例等の一部改正であるが、これについては服務に関する改正をまとめて行う。対象の条例は、(イ)の表の改正を要する条例を見ていただくと4本あるが、今後説明する上では、上から順に、旅費条例、休日休暇条例、特勤条例、懲戒条例という略称を使って御説明する。

上に戻り、アの改正の内容であるが、(ア)は定年前再任用短時間勤務制度導入により、地方公務員法の引用条項に変更が生じたこと等に対応する改正、及び現在の再任用教育職員を定年前再任用短時間教育職員に改める等の改正を行うものを表している。(イ)は給料月額7割措置に伴い、必要となる規定の整備を行うもの。(ウ)は今回の一連の改正に合わせ、その他規定の整備を行うもので、例えば会計年度任用職員に係る規定の整備などを指している。以上の改正の内容については、イの一覧表の右側の改正の内容の欄のとおり、旅費条例、休日休暇条例、特勤条例は、(ア)の改正を行い、一方で懲戒条例では、減給の効果に関する規定について、給料月額7割措置導入に伴い、改正する必要があること及び会計年度任用職員の減給に係る規定を整備する必要があるため、(イ)及び(ウ)の改正を行うこととしているところである。

5の施行期日は、令和5年4月1日としている。

なお、18の9ページから18の45ページまでは、教育委員会所管の条例の一部改正に係る新旧対照表を付けている。

———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 16時40分